

和歌山大学学芸学会規則

- 第 1 条 本会は和歌山大学学芸学会と称する。
- 第 2 条 本会は人文科学，自然科学，教育科学の研究並びにその発表を目的とする。
- 第 3 条 本会は前条の目的を達成するために第 1 部（人文科学）第 2 部（自然科学）第 3 部（教育科学）の 3 部を設け下記事業を行う。
- イ. 研究 調査
 - ロ. 研究会の開催
 - ハ. 「和歌山大学教育学部紀要」（人文科学編，自然科学編，教育科学編）及び「学芸」の発行
 - ニ. その他大会の目的を達成するに必要と認める事業
- 第 4 条 本会は下記の会員を以て組織し本人の希望によって前条の 3 部のうち，何れかの部に所属するものとする。
- イ. 本学教育学部教育
 - ロ. 本学教育学部学生
 - ハ. 紀学同窓会会員にして入会を希望するもの
 - ニ. その他入会を希望するもの
- 第 5 条 本会の事務所を和歌山大学教育学部構内に置く。
- 第 6 条 本会の事業を処理するため下記の役員を置く。
- イ. 会 長
学部長をもってこれに充て本会を代表する
 - ロ. 副 会 長 1 名
会長これを委嘱し，本会の運営を統轄する
- 「内 規」
- 副会長は評議会これを推薦する
 - 推薦は評議員又はその他の教官の中よりこれを行う
 - 1 名推薦するか，2 名推薦するか等はその時の評議会これを決める
 - 副会長の推薦は学部長就任の時とする
- ハ. 評 議 員 21 名
3 部より各々 5 名選出された教官及び学生会員より選出された 6 名の学生をもってこれに充てる
 - ニ. 編 集 委 員 9 名
各部評議員の中から各 3 名を互選し，機関誌の編纂に当る
 - ホ. 学 生 編 集 委 員 若干名
編集委員と共に「学芸」の編集に当る
 - ヘ. 監 事 2 名
会長が委嘱し監査に当る
 - ト. 幹 事 3 名
会長が委嘱し本会の事務を処理する
- 第 7 条 役員任期は 1 年とす。但し再任を妨げない。
- 第 8 条 本会は重要事項を審議するため評議会を置き会長副会長及び評議員をもってこれを組織する。
- 第 9 条 本会の会員は会費として年額 500 円を納付するものとする。ただし学生会員は 4 ケ年 1,500 円（年間 375 円）とする。
- 第 10 条 本会の会員は所属部の「紀要」と「学芸」とを受ける。ただし学生会員は入会年度も「学芸」を受ける。
- 第 11 条 本会の経費は会費寄付金及びその他の収入を以て之に充てる。
- 第 12 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終る。
- 第 13 条 本会の会計報告は学芸に公表する。
- 附 則
- イ. 本会の規則を変更するときは評議会において 3 分の 2 以上出席しその過半数の決議を経るものとする
 - ロ. 本改正規則は昭和 46 年 12 月 16 日より施行する